

特 別 認 可 申 請

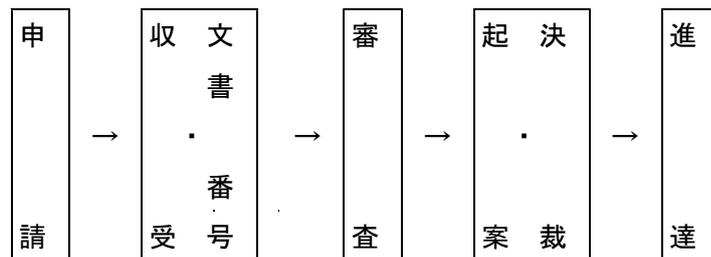
根 拠 法 令

一般則第99条、液石則第97条、コンビ則第54条、冷凍則第69条

適 用

高圧ガス保安法の規制を受ける者で特定案件への特別認可を受けようとする場合

手 順



必要書類

- 1 技術基準特別認可申請書
- 2 高圧ガス保安協会特定案件事前評価結果（写し）
- 3 特認内容説明書類

ア 高圧ガス設備等の種類	エ 規則に定める基準によれない理由
イ 根拠条項	オ 対応策
ウ 特認を受けようとする対象条項	カ その他、必要な書類

審 査

- 1 必要書類が添付されているかどうか確認。
- 2 高圧ガス保安協会の特定案件事前評価結果（写し）と本申請との照合を行い不備がないことを確認。

進 達

- 1 支庁は本庁に進達する。（部数3部）
- 2 本庁は北海道経済産業局へ進達する。進達文書は経済産業大臣及び北海道経済産業局長あてに各1部ずつ作成し送付する。